

高付加価値旅行者誘客に向けたコンテンツ等高度化伴走支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益社団法人静岡県観光協会（以下「協会」という。）が実施する高付加価値旅行者誘客に向けたコンテンツ等高度化伴走支援事業（以下「本事業」という。）の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本事業は、観光関連事業者に対し、専門家による伴走支援を実施することで観光コンテンツ等の高度化を図り、欧米豪からの高付加価値旅行者の誘客拡大につなげていくことを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- （1）「観光関連事業者」とは、静岡県内本社又は事業所を置く別表に定める事業者をいう。
- （2）「専門家」とは、本事業の目的を達成するために必要な高度の専門的知識等を有し、観光関連事業者が抱える課題の解決を図るための適切な支援を行うことができると本事業の受託事業者が認め、協会の承認を得た者をいう。
- （3）「伴走支援メニュー」とは、別表2に定めるものをいう。
- （4）「事務局」とは、専門家と連携し観光関連事業者が抱える課題の解決を図るために伴走支援事業に取り組む本事業の受託事業者をいう。

（支援対象事業者の要件）

第4条 本事業で支援対象とする観光関連事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、次の各号のすべてに該当するもののうち、協会が支援対象として決定したものをいう。

- （1）観光コンテンツ等の高度化を図り、欧米豪からの高付加価値旅行者の誘客に取り組む意欲があり、本事業において解決又は改善を図りたい課題を有していること。
- （2）本事業の実施期間内に、課題の解決又は解決に向けた具体的な進展が見込まれること。

2 次に該当する者はこの要綱に基づく支援の対象としない。

- (1) 暴力団（静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号。以下「暴排条例」という。）第2条(2)に規定する暴力団をいう。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条(3)に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当するものがあるもの。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するもの。
- (4) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあつては代表者も含む。）
- (5) 公序良俗に反する事業など、支援対象として社会通念上適切ではないと協会が判断するもの。

（伴走支援対象事業者等）

第5条 伴走支援を希望する観光関連事業者は、協会が別に定める募集期間内に応募書類(様式1号)を協会に提出する。

- 2 事務局は、応募書類の提出を受けた順に書類審査等を実施し、第4条に規定する要件を満たす事業者から先着順で伴走支援対象事業者の候補を選定し、協会の承認を得て決定する。ただし、予定している伴走支援対象事業者数に達した場合は、協会は、募集期間内であっても応募の受付を終了する。
- 3 前項の書類審査等には、必要に応じて実施するヒアリング審査を含むものとする。また、ヒアリング審査には、協会職員が立ち会うことができるものとする。
- 4 伴走支援対象事業者数は、5者程度とする。

（伴走支援計画の策定等）

第6条 事務局は、支援が決定した支援対象事業者(以下、「支援決定事業者」という)に対し、ヒアリング等を実施し伴走支援計画書を策定する。

- 2 伴走支援計画書には、支援決定事業者の現状や課題、伴走支援の目的、伴走支援により達成する目標、活用する伴走支援メニュー(複数可)、及び具体

的な支援内容(専門家の選定を含む)や支援回数、支援期間等実施スケジュール及び活用予定の専門家の氏名等を記載するものとする。

- 3 事務局は、作成した伴走支援計画書の内容について、支援決定事業者に説明し、必要に応じて修正等を行い、支援決定事業者の同意を得ることとする。同意を得た伴走支援計画書を協会に提出し、協会の承認を受けるものとする。
- 4 支援決定事業者は、事務局が策定した伴走支援計画書に同意できない場合は、支援の決定を辞退することができるものとする。
- 5 前項にて支援の決定を辞退する場合には、辞退届(様式2号)を協会に提出するものとする。

(伴走支援の実施等)

- 第7条 事務局は、前条第3項にて協会の承認を得た伴走支援計画書(「認定伴走支援計画書」という)に基づき、伴走支援を実施するものとする。
- また、協会職員は、伴走支援を実施する際に立ち会うことができるものとする。
- 2 事務局は、専門家による指導を実施する場合には、必ず同席するものとする。
 - 3 事務局は、支援決定事業者と直接、連絡することができるものとする。
 - 4 事務局は、伴走支援の進捗状況等により、支援決定事業者と協議のうえ、認定伴走支援計画書の内容を変更等することができるものとする。変更後の認定伴走支援計画書は、協会に提出し、軽微な変更を除き協会の承認を得るものとする。
 - 5 伴走支援期間は、令和9年2月26日までとする。

(軽微な変更)

- 第8条 軽微な変更とは、次の(1)から(3)以外の変更とする。
- (1) 伴走支援の目的及び目標の変更
 - (2) 活用する伴走支援メニューの変更又は追加
 - (3) 専門家の変更又は追加
- 2 前項に掲げるもの以外の変更は、協会が軽微な変更と認めた場合、事後の報告をもって承認に代えることができる。

(伴走支援の方法)

- 第9条 伴走支援は、支援決定事業者が指定する場所(静岡県内に限る。)において、1回以上対面において実施することとし、オンラインにて支援を

実施することができるものとする。

- 2 伴走支援において助言指導等を行う専門家は、原則1名とする。ただし、協会が必要と認めた時は、専門家を複数名とすることができるが、複数名の専門家が同時に指導助言は行わないものとする。

(伴走支援に係る支援決定事業者の費用負担)

第10条 支援決定事業者は、原則、伴走支援を受けるにあたり発生する自社の社員等に係る人件費及び旅費を負担することとする。ただし、伴走支援の実施に伴い予期しない費用が発生した場合は、協会と協議のうえ、その必要性や範囲に応じて支援決定事業者がその費用を負担することがある。

(伴走支援に係る実施報告等)

第11条 事務局は、伴走支援を実施後10日以内に、伴走支援実施報告書(様式3号)を協会に提出するものとし、伴走支援実施報告書には専門家による指導記録(任意様式)を添付すること。

- 2 協会は、必要に応じ、協会の職員を伴走支援時に同席できるものとする。
- 3 協会は、支援決定事業者に対し伴走支援の進捗状況等について照会等ができるものとする。

(専門家の義務)

第12条 専門家は、自らの役割を誠実に果たさなければならない。

- 2 専門家は、本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ってはならない。
- 3 専門家は、本事業において指導助言をすることにより知り得た支援対象事業者の秘密保持を遵守するとともに、協会及び支援決定事業者の事前の書面による承諾なく、知り得た情報の公開や自己の利益のために利用してはならない。

(専門家の変更等)

第13条 次の(1)から(5)に該当する場合には、既に決定した専門家を変更、追加等することができるものとする。

- (1) 専門家が傷病等により指導助言等の業務遂行が不能である場合
- (2) 専門家とのスケジュール調整が著しく困難であり指導助言を受ける機会が設定できない場合
- (3) 課題解決の取組状況により必要とされる指導助言内容が変わった場合
- (4) 相性や専門家の指導方針のミスマッチにより期待される効果が得られない場合

いと事務局が認めた場合
(5) その他協会が変更等を認めた場合

(成果の帰属)

第14条 本事業によって得られた支援決定事業者の成果に係る権利等は、原則として支援決定事業者に帰属するものとする。

(事業効果の確認)

第15条 協会は、事業効果の把握のために、伴走支援終了後の一定期間の経過後に、支援決定事業者に対し事後調査を行うことができるものとする。

(補則)

第16条 本事業の実施に関しては、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月23日から施行する。

別表（第3条関係）

高付加価値旅行者誘客に向けたコンテンツ等高度化伴走支援事業の対象観光関連事業者

区分	対象
観光関連事業者	(1) 静岡県内の観光地域づくり法人(候補DMOを含む)、観光協会及び観光に関連する事業を営む非営利団体法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人（定款、登記事項証明書等において観光に関連する事業又はこれに類する目的が明記されている法人に限る） (2) 静岡県内に登記簿上の本店又は支店を有し、旅行者向けに事業を営む観光関連事業者のうち、次の①～⑦のいずれかに該当する事業者 ① 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第23条の規定に基づく登録を受け、静岡県内において営業を行っている旅行者 ② 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、静岡県内において営業を行っている宿泊事業者 ③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、旅行者向けの営業を行っている飲食事業者 ④ 静岡県内において、販売場等を設け、営業を行っている小売事業者 ⑤ 静岡県内に営業所を置きかつ道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者 ⑥ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。静岡県内で特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業者の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第2条第1項又は同法施行規定第2条第3号に該当する事業者 ⑦ その他県内において、旅行者向けに直接サービス開発・提供や商品開発・製造・販売等を行っている事業者。 (3) 観光に関連する事業を実施している法人格のない団体については、(1)又は(2)と共同で応募する場合に限り支援対象とする。

別表 2

区分	内容
伴走支援メニュー	観光コンテンツ磨き上げ支援
	販路構築・販売支援
	情報発信・プロモーション支援
	受入環境改善支援